

2020年(令和2年)

6/10

No. 1201

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報G)

《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/



東京都トラック協会(浅井隆会長)は5月29日、東ト協総合会館で令和2年度第1回理事会を開催し、元年度事業報告案・収支決算案・公益目的支出計画実施報告書案、および通常総会の運営や「トラックフェスタ TOKYO 2020」の開催中止などを審議、承認した。通常総会は6月15日に開催し、事業報告・決算案などの審議とあわせ、任期満了に伴う役員(理事・監事)の改選を行う(議案別掲)。

事業報告・収支決算案 フェスタ中止など承認

令和2年度 通常総会

- 〈提出議案〉
- 第1号議案 令和元年度事業報告について
 - 第2号議案 令和元年度収支決算の承認について
 - 第3号議案 公益目的支出計画実施報告書の承認について
 - 第4号議案 役員改選について
- 〈報告事項〉
- ・令和2年度事業計画について
 - ・令和2年度会費の額及び納入方法について
 - ・令和2年度収支予算について

◆◆ 通常総会スローガン ◆◆

- 新型コロナウイルス感染症対策下における会員サポートの充実・強化
- 働き方改革による労働環境の改善と労働力確保
- 改正貨物自動車運送事業法への対応と適正運賃・料金の収受
- 東京2020大会に向けた輸送計画等各種事前対策の推進
- 交通・労働災害事故防止の徹底による安全の確保
- 駐車問題へのさらなる取り組みの推進
- グリーン・エコプロジェクト等による環境対策のさらなる推進
- 大規模災害時における緊急輸送体制の確立
- 高速道路通行料金の引き下げ及び割引制度の拡充
- 適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立

第1回理事会では冒頭、浅井会長があいさつに立ち、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響に懸念を示した上で、業界では今後「輸送量が全体的に減少していく」と認めた。元年度事業としては、この後、元年度の事業報告・決算案などについて、原案通り、審議・承認した。

6月26日 第2回理事会 会長など新役員を選任へ

要望・意見を把握して適切な会員サポートに努めるとともに、重要課題の交通安全対策や環境対策をはじめ、各種対策を推進した。

あわせて、改正貨物自動車運送事業法の施行を踏まえ、改正法への対応に当たるとともに、今年度の開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の物流対策や、予期せぬ緊急問題となった新型コロナウイルス感染症への対応に取り組んだ。

今年度通常総会については、新型コロナウイルスの感染防止に配慮し、懇親会は中止することにした。また、総会スローガン(別掲)は、新たに掲げた新型コロナウイルス感染症対策に関する項目をはじめ10項目とした。

役員改選に関しては、通常総会で新理事・監事を選任した後、6月26日に第2回理事会を開催し、会長・副会長など新役員を選任する。

前年度に引き続き「会員重視の協会」「会員のための協会」の実現に向け、会員の要望を把握して適切な会員サポートに努めるとともに、重要課題の交通安全対策や環境対策をはじめ、各種対策を推進した。

東ト協は6月15日午後1時30分から2時50分まで、千代田区の帝国ホテル東京(内幸町1の1の13階「富士」)で、令和2年度通常総会を開催します。総会当日は、事前に送付いたしました総会提出議案資料をご持参ください。

なお懇親会については、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、開催を中止いたします。

★東ト協 6月15日に通常総会★

政府が閣議決定 2年度 2次補正予算案

政府は5月27日、令和2年度第2次補正予算案(歳出総額31兆9114億円、事業規模1兆17・1兆円程度)を閣議決定した。これにより、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策を拡充し、中小企業などに対する資金繰り対策を強化するとともに、雇用調整助成金の上限額引き上げなどを実施する。

中小企業・危機対応融資は貸付上限額6億円、利下げ限度額2億円、また国民事業は貸付上限額8000万円、利下げ限度額4000万円とする。

あわせて、都道府県などの制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資を継続するとともに、融資上限額を4000万円に引き上げる。持続化給付金(1兆9400億円)については、給付金(法人2000万円、個人事業者100万円)支給のための予算を積み増す。

厚生労働省関係では、雇調金の抜本的拡充(7717億円)として、休業に対する1日当たり支給上限額(現行8330円)を1万5000円に引き上げる。同時に、解雇などを行わない中小企業に対する助成率を10分の10(100%)に引き上げる。特例適用の緊急対応期間を9月まで延長する。

このほか、中小企業におけるテレワーク導入支援(テレワーク用通信機器の導入・運用経費など)に助成を継続する。

経済産業省関係では、資金繰り対策(10兆94

資金繰り支援対策を拡充 雇調金上限1万5千円に

一方、支給までに時間を要しているため、支給処理に係る人員体制の強化を要しているため、支給

改正道交法が成立 大・中型の免許 受験資格を緩和

警察庁所管の「道路交

通法の一部を改正する法律案」が6月2日、衆議院本会議で可決・成立した。今回の改正法は、大型・中型自動車免許と第二種運転免許の受験資格の見直しなどを内容とする。

一定の教習修了し 普免期間1年以上

るもの。

運転免許の受験資格の特例に関する規定を整備し、この特例による大型免許取得者は21歳まで、中型免許取得者は20歳まで、普通免許取得者は20歳まで、普通免許取得者として受けていた期間が通算1年以上である場合、大型・中型自動車の運転免許試験を受けることができ、これまでより受験資格を緩和する。また、第二種免許についても、一定の教習を修了した者で19歳以上であり、かつ普通免許などを

受けていた期間が通算1年以上である場合、試験を受けることができる。とができた。

あわせて、若年運転者講習に関する規定を整備し、この特例による大型免許取得者は21歳まで、中型免許取得者は20歳まで、普通免許取得者として受けていた期間が通算1年以上である場合、大型・中型自動車の運転免許試験を受けることができ、これまでより受験資格を緩和する。また、第二種免許についても、一定の教習を修了した者で19歳以上であり、かつ普通免許などを

「あおり運転」 罰則を創設

このほか、今回の主な改正事項は、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)に対する罰則は、①通行妨害目的で、交通の危険のおそれのある方法により一定の違反(車間距離不保持・急ブレーキ禁止違反など)を行った場合、懲役3年以下・罰金50万円以下、②妨害運転行為により、著しい危険(高速道路での停車など)を生じさせた場合、懲役5年以下・罰金100万円以下——とする。

全ト協 雇調金の特例措置 期間延長を要望

全日本トラック協会(坂本克己会長)は5月25日、厚生労働省の加藤勝信大臣に対し、新型コロナウイルスに伴う雇用調整助成金の特例措置について、適用期間を延長するよう要望した。

トラック運送業界では新型コロナウイルスの影響により、荷主企業の休業や操業停止の増加により、輸送量が大幅に減少するなど、事業経営に大きな影響を及ぼしており、将来的に安定した輸送力を確保できなうと求めた。

なお、政府は令和2年度第2次補正予算案を5月27日に閣議決定し、同補正予算案には、雇調金の特例措置の適用期間を9月まで延長するなど、業界要望が盛り込まれた(記事別掲)。

紙面あんない

- LEVQ、低炭素ディーゼル車補助 2
- 東ト協、脳MRI健診助成受付開始 4
- 東ト協、30年度決算版「経営分析」 5
- 全ト協、燃料費対策特別融資など公募 5
- 東京都、新型コロナウイルス対策ロードマップ 7

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R80

環境省
2年度

運輸 点描

新型コロナウイルス感染症が引き続き、世界的に猛威を振るっている。国内では5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたが、第2波・第3波に備えて予断を許さない状況だ。ワクチンなど予防薬の開発や治療方法の確立によりコロナ感染が収束し、1日も早く「ポストコロナ」になることが望ましい。だが、当面は「ウィズコロナ」が続くそう。このため、在宅勤務ができない物流現場での感染防止対策の徹底が重要になってくる。各社はどのような対策をとっているのだろうか。

「ウィズコロナ」対応

当分の間、継続しなければならぬ基本的な対策としては、受付でのアルコール消毒、手洗い、うがい、マスクの配布と着用、換気、清掃、従業員の体温測定、従業員への不要不急の外出禁止や「3密」の伴う場所への出入り禁止などである。

ほとんどの事業者が、これらの対策を実施していることを前提に各社の工夫を紹介する。

1月下旬に、いち早く会社の休憩室への入室を禁止した事業者がいる。入室禁止に当たっては従業員に感染防止の重要性を説明し、さらに休憩室に鍵をかけた。ドライバーが会社に帰ってきて休

在宅勤務できない運送業 当分の間は警戒が必要

物流センターでは、パート従業員の人たちもたくさん働いている。そこで庫内作業員の人たちをいくつかの班に分け、休憩や昼食の時間を班ごとにずらして取るようにした事業者がいる。多数で

が、実際には何にも使用していなかったことから、壁や冷凍機を撤去して事務スペースを拡大した。本社には経理、総務、業務などの部署が入っているが、各部署を2班ずつにして分散化を図った。同一部署全員が一緒に作業するのは避け、業務上必要な部署の機能は、全社員の体調を対策本部で一元管理している。感染防止が必要なのは現場だけではない。本社機能は分散した事業者も330平方メートル、これは3階の全部と2階の一部で約30人の事務社員が働いていた。2階の他のスペースは、冷凍機を付けて冷凍倉庫として使

用できるようにしていた

森田 富士夫

サプライチェーン対策

投資促進事業費を補助

経済産業省の令和2年度補正予算による「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、環境パ

ートナーシップ会議(同補助金に係る基金設置法人)は補助対象事業を公

募している。公募期間は7月22日正午まで。

新型コロナウイルスの拡大に伴い、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したこと

経産省

2年度補正予算

公募7月22日まで 物流施設も対象



は、「一時的な需要増による生活の営む上で重要なもの」に加え、「設備投資効果」の各要件を満たした場合が対象。

補助率は大企業が3分の2以内、中小企業が4分の3以内。

補助金交付額の上限額は150億円。詳細は、環境パートナーシップ会議ホームページを参照。

▽応募・問い合わせ先
II サプライチェーン対策
26・5060

補助金の交付額と公募期間は次の通り。

▽マスタープラン策定事業
II 配送拠点とエネルギーシ

環境省の令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(配送拠点等エネルギーシ

型脱炭素物流等構築事業について、執行団体の北海道環境財団が補助対象事業を公募している。

環境省

2年度脱炭素物流構築事業 電化など対象に

環境省の令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(配送拠点等エネルギーシ

型脱炭素物流等構築事業について、執行団体の北海道環境財団が補助対象事業を公募している。

配送に係る車両を電動車両とすると同時にパ

の接触をできるだけ避けるためだ。この事業者は、前回の新型SARS発生の際、感染者を出してしま

った。その反省と教訓から、いち早く休憩時間を分散したのである。

外部からのウイルス持ち込み防止策として、事務所やセンターへの入室時に、次亜塩素酸ナトリ

ウム(次亜)で靴底消毒をしている事業者もいる。この事業者は、次亜塩素酸ナトリウム液の製造装置をレンタルで導入

(月約1万円)。溶液は6パック約2万円するが、それを自家製造している。

水道の蛇口に製造装置を繋ぐだけで、次亜塩素酸ナトリウム液ができ、それをペットボトルに詰めて使

い、トラックのハンドル

が、実際には何にも使用して

いなかったことから、壁や冷凍機を撤去して事務

スペースを拡大した。本社には経理、総務、業務などの部署が入

っているが、各部署を2班ずつにして分散化を図った。同一部署全員が一緒に

作業するのは避け、業務上必要な部署の機能は、全社員の体調を対策本部で一元管理

している。感染防止が必要なのは現場だけではない。本社機能は分散した事業者も

330平方メートル、これは3階の全部と2階の一部で約30人の事務社員が働いて

いた。2階の他のスペースは、冷凍機を付けて冷凍倉庫として使

用できるようにしていた

森田 富士夫

経済産業省は、新型コロナウイルスに伴う「持続化給付金」の申請サポート会場を順次追加開設して

おり、全国の設置箇所は既設分を含めて計552か所となる。

都内の申請サポート会場は5月末までに36か所開設され、その後に追加開設された会場と合わせ、計43か所となる(6月末で2か所閉鎖予定)。

経産省

持続化給付金

サポート会場増設

NASVA

運輸安全マネジメント

6月から関連業務再開

自動車事故対策機構

感染拡大に伴い、その

(NASVA)は、運輸安全マネジメントコ

ンサルティング、講師派遣、除を受け、感染防止対策を講じた上で業務を再開

した。6月から

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

身体機能の低下など、高年齢労働者の特性に配慮し

た技術・機器を取り組みの

防機器導入な

どの既に普及している対

策以外の独自の・先進的

な対策が対象。効果が確

認された対策は、「エイ

ジフレンドリー補助金」

の対象として検討され

る。詳細は、同協会ホーム

ページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先

埼玉県環境検査研究協会

(048・649・5496、FAX048・649・5493)

厚生労働省の令和2年度「高年齢労働者安全衛生対策実証事業」につ

いて、実証機関の埼玉県環境検査研究協会は5月25日から、実証対象の安

全衛生対策を募集している。募集期間は7月14日まで。

2年度 脳MRI健診助成事業 健康起因の事故防止へ

東ト協

1人1万円助成
1事業者5人まで



に該当する場合。

東京都トラック協会は6月から、令和2年度の新規事業として「脳MRI健診助成事業」の申請受付を行っている。募集期間は、3年2月26日まで（募集期間内に申請書などを提出した場合が対象）。なお、予算額に達し次第、受付終了。

対象事業者は東ト協会の中小事業者で、①資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、②常時使用する従業員数が300人以下の会社および個人——のいずれかに該当する場合。

助成対象は、今年4月1日現在で年齢45歳以上の者で、都内の会員事業所において営業用貨物自動車（運搬業務に従事しているドライバー）。

助成額は1人当たり1万円。1事業者の助成

上限数は5人まで（ただし、会費納入車両数まで）。

助成は、運転従事者脳MRI健診支援機構と提携している医療機関で受診した場合に限る（提携医療機関における受診料金は1人2万円・税別）。

また国や健保組合、関係団体などから助成金が交付されている場合や、運転者個人が受診した場合、助成金を交付しない。

なお、助成金交付対象となったドライバーは、今年4月1日から起算して3年を経過するまでは、原則として再度の助成申請を行うことはできない。

近年、営業用トラックドライバーの健康状態に起因する事故の報告件数が増加傾向にある。特に脳血管疾患を発症した場合、意識障害や意識喪失などにより、重大事故につながる可能性が高い。このため、脳血管異常の早期発見・治療を促進するため、同助成事業を実施することにした。

詳細は、東ト協ホームページを参照。提出書類の様式をダウンロード可能。

▽申請書の提出・問い合わせ先は東ト協業務部交通環境G（〒160-0004新宿区四谷3の1の8、東ト総合会館3階、☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983）

6月から申請受付中

東ト協 青年部 2年度 通常総会



金井本部長

東ト協青年部は、令和2年度通常総会を前面審議により行い、元年度事業報告・収支決算や2年

度事業計画・収支予算、規約の一部改正、任期満了に伴う役員選任、各支部の幹事やブロック代表など、および本部長選考委員会（各ブロック代表）委員長による役員選任の決定などについて、書面決議により承認した。今年度総会は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、正副本部長会・幹事会などで決定され、書面決議により行ったもの。

総会議案の承認を受けて6月5日、WEB会議により今年度第2回正副

事業計画など承認 新本部長に金井氏

ブロック	役職	氏名
本部長	1	金井 健蔵
	2	川島 千寿弥
	3	品川 千雄
	4	品川 中雄
	5	中野 一成
	6	文京 隆
	7	板橋 野地
	8	荒川 出島
	9	江戸川 彦田
	10	足立 野山
副本部長	1	多摩 荒川
	2	中央 岩田
	3	中央 明哲
	4	新宿 飯島
	5	新宿 勝宏
	6	台東 芋澤
	7	練馬 本橋
	8	墨田 高木
	9	墨田 隆光
	10	墨田 隆光
監事		墨田 隆光

※敬称略



東ト協青年部 Facebook QRコード

度事業計画・収支予算、規約の一部改正、任期満了に伴う役員選任、各支部の幹事やブロック代表など、および本部長選考委員会（各ブロック代表）委員長による役員選任の決定などについて、書面決議により承認した。今年度総会は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、正副本部長会・幹事会などで決定され、書面決議により行ったもの。

総会議案の承認を受けて6月5日、WEB会議により今年度第2回正副

東ト協

2年度 第1回 本部集団健診

7月19・26日実施

受診対象は、東ト協会員事業所に所属するトラック運転者。申し込み期間は6月26日まで。「申込書（本部健診用）」に必要事項を記入の上、FAX送信する。

受診申し込みは原則として、表の通り、各日6つの時間帯別に受付を行う。定員は40人または20人（最終時間帯）。受診枠に空きがある場合、申し込み期間以降も受け付ける。会場は東ト総合会館7階大会議室。

会場の混雑や「3密」を避けるため、予約した

◆ 健診開催日時 ◆

7月19日(日)	7月26日(日)
① 8時30分～9時30分	⑦ 8時30分～9時30分
② 9時30分～10時30分	⑧ 9時30分～10時30分
③ 10時30分～11時30分	⑨ 10時30分～11時30分
④ 11時30分～12時30分	⑩ 11時30分～12時30分
⑤ 14時30分～15時30分	⑪ 14時30分～15時30分
⑥ 15時30分～16時00分	⑫ 15時30分～16時00分

※申し込みは原則、時間帯別とし、①～⑫のいずれかの枠で。定員は①～⑤、⑦～⑪各時間帯とも40人、⑥、⑫は各20人

を着用する必要がある。本部集団健診は、定期健診の受診率向上対策の一環として、各支部主催の集団健診を補充し、受診機会を増やすことで受診促進を図る目的で行っているもの。

なお、受診費用については、要件に応じて一部を助成する。

▽申し込み・問い合わせ先は東ト協業務部交通環境G（☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983）

協会日誌

〔5月16～31日〕

20日 月次指導監査▽令和元年度会計監査
21日 正副会長会▽常任理事会・総務委員会合同会議
22日 組織整備特別委員会
27日 東京都防災行政無線定期通信訓練
29日 正副会長会▽理事

日程ボード

〔6月16～30日〕

16日(火) Gマーク事前相談会(東ト総合会館、17日)
18日(水) Gマーク事前相談会(三多摩自動車会館、19日)
24日(火) 巡回指導に係る研修会(東ト総合会館)

新会員

◆足立支部

◆フィッティングパンロジステイカ株式会社Ⅱ足立区本木1の25の7▽☎03・6890・1333
▽一般貨物運送、利用運送

東ト協本部事務局

(6月1日)

採用Ⅱ適正化事業部適正化事業グループ長、伊東孝征

青年経営者 先進的な取組顕彰

全ト協
2年度

全日本トラック協会は6月から、令和2年度「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」の申請受付を行っている。東ト協の受付期間は10月12日まで。

各都道府県ト協の青年組織に所属する経営者などが、事業、③安全対策事業、④環境対策事業、⑤その

申請 10月12日まで

顕彰候補対象は①社会貢献事業、②収益性向上事業、③安全対策事業、④環境対策事業、⑤その

他(同顕彰の目的に沿った事業)。なお、申請は1者1事業とする。

申請要件は、①申請日前1年間および申請日以降、交付決定までの間、貨物自動車運送事業法や道路運送法等関係法令の悪質と認められる違反がないもの、②各助成事業に係る要綱の規定により助成金の返還を命じられ、受付または交付決定後、交付決定後10万円、銀賞に70万円、銅賞に50万円を贈り、顕彰する。

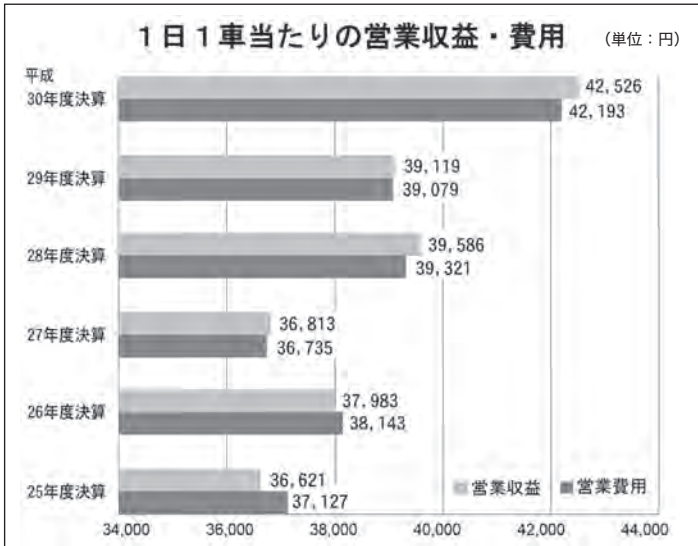
顕彰候補対象は①社会貢献事業、②収益性向上事業、③安全対策事業、④環境対策事業、⑤その

東ト協本部事務局 (6月1日) 採用Ⅱ適正化事業部適正化事業グループ長、伊東孝征

東ト協

30年度 決算版 「経営分析」

東京都トラック協会は、報告書^①をまとめた。このほど、平成30年度決算によると、赤字企業の算版^②「経営分析調査結果」割合が5割を下回り、一



昨年の水準まで持ち直しているが、利益幅は小さく、依然として厳しい経営環境下にある。

経営分析調査は、東ト協経営教育委員会(内宮昌利委員長)が実施したもの。集計対象は、全日本トラック協会「経営分析」基準と同様、貨物運送事業の売上高比率が80%以上の事業者。集計数は233社で、1社平均車両台数は21.6台、平均輸送量は5万4071ト(以下、増減は前年度比)。

1社平均の売上高(兼業を含む)は、2億3799万3000円で4.7%増加し、このうち運送

利益幅小さく、厳しが続く

運送収益率0.8%に改善も

収入は2億3391万9000円で3.6%の増加だった。

売上高規模別に事業者数をみると、「1億円以下」が96社で全体の41.2%を占め、車両規模別では「11〜20台」が64社で38.2%、次いで「10台以下」が71社で33.5%だった。

黒字企業割合57%

運送事業の損益状況は、黒字企業が132社で全体の57%と9ポイント上昇し、半数を超えた。車両規模別にみると、黒字割合が高いのは「51〜100台」(75%)と「21〜50台」(67%)で、逆に赤字

割合が高いのは「10台以下」(53%)と「101台以上」(50%)。

元年度大幅悪化の懸念

また、売上高経常利益率は2.1%で1.8ポイント改善した。車両規模別にみると、「10台以下」の運送事業の営業損益は11年連続の赤字と厳しい状況にある。

1日1車当たり営業収益は89万2000円で5.3%増加する一方、営業費用は882万2000円で4.6%の増加にとどまり、この結果、1人当たり営業利益は7万円と前年度(9000円)より大幅に増加した。

1日1車当たりでは営業収益が4万2526円、営業費用は4万2193円で、その営業利益は334円にとどまるが、前年度(39円)よりはるかに改善した。

大きく改善した。また、走行1キロ当たりでは営業収益が302円、営業費用は299円で、その営業利益はわずか2円にとどまっている。

主な運送費用をみると、運送事業の営業収益に占める運送費比率は84.6%で0.7ポイント低下。また人件費比率も55.9%と1.9ポイント低下したが、金額自体は0.3%増加している。車両規模別にみると、「10台以下」の人件費率が58.1%と最も高く、「51〜100台」が54.8%と最も低い。

1日1車当たり営業益334円

従業員1人当たりの付加価値額(労働生産性)は575万6000円で3.4%の増加に転じた。1人当たり営業収益は89万2000円で5.3%増加する一方、営業費用は882万2000円で4.6%の増加にとどまり、この結果、1人当たり営業利益は7万円と前年度(9000円)より大幅に増加した。

1日1車当たりでは営業収益が4万2526円、営業費用は4万2193円で、その営業利益は334円にとどまるが、前年度(39円)よりはるかに改善した。

大きく改善した。また、走行1キロ当たりでは営業収益が302円、営業費用は299円で、その営業利益はわずか2円にとどまっている。

主な運送費用をみると、運送事業の営業収益に占める運送費比率は84.6%で0.7ポイント低下。また人件費比率も55.9%と1.9ポイント低下したが、金額自体は0.3%増加している。車両規模別にみると、「10台以下」の人件費率が58.1%と最も高く、「51〜100台」が54.8%と最も低い。

30年度は収益が改善したが、次年度(令和元年度)については消費税増税に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、営業収益などの大幅な悪化が懸念されている。

令和元年度事業報告・収支決算、および2年度事業計画・収支予算について、新型コロナウイルスの影響に伴い、書面により審議・承認した。

今年度事業計画では、特殊車両通行許可制度の規制緩和に向けて、全日本トラック協会重量部会や関東・甲信越重量部会と密接に連携し、特車通行条件緩和や誘導車の配

置条件の見直しなどの要望実現を最優先課題として取り組む方針。

東ト協 専門部会 総会

重量品専門部会

(5月12日書面決議)
特車規制緩和など最優先課題に活動

令和元年度事業報告・収支決算、および2年度事業計画・収支予算について、新型コロナウイルスの影響に伴い、書面により審議・承認した。

今年度事業計画では、特殊車両通行許可制度の規制緩和に向けて、全日本トラック協会重量部会や関東・甲信越重量部会と密接に連携し、特車通行条件緩和や誘導車の配

置条件の見直しなどの要望実現を最優先課題として取り組む方針。

このため、緩和要望の実現に向けて、全ト協重量部会など一体となり、ワーキンググループを推進する。

あわせて安全輸送と事故防止、経営環境改善、輸送効率化などの取り組みを推進する。

安全輸送への取り組みとして、全ト協鉄鋼部会と連携し、トレーラの安全対策フォーラムの開催や企画・運営に積極的に参画する。また荷主などと連携し、国土交通省に対して、鉄鋼輸送に関する各種規制緩和などを要望する。

鉄鋼専門部会

(5月19日書面決議)
各種の規制緩和や安全対策など推進

令和元年度事業報告・収支決算、および2年度事業計画・収支予算など

全ト協または都道府県ト協が推薦する中小企業診断士などが実施する「全ト協標準経営診断システム」による、①「総合的な経営診断(ステップ1)」「費用16万円」と、その結果に基づく診断士による具体的な経営相談・助言を行う、②「経営改

善相談(ステップ2)」「費用5万円」を実施し、その費用の一部を助成するもの。なお、診断・相談費用はいずれも税別。また別途、診断士の交通費が必要。

助成金額は①が8万円(受診費用の2分の1)、②が2万円。安全性優良事業所(Gマーク事業所)には優遇措置が講じられており、①が10万円(受診費用の2分の1プラス2万円)、②が3万円。

①と②は、同時に申し込むことが可能。

全ト協
「経営診断」
受診促進へ助成
6月から
申請受付

全日本トラック協会は、6月から、令和2年度「経営診断受診促進事業」の申請受付を行っている。実施期間は来年3月1日まで。助成予算額は310万円。

全ト協または都道府県ト協が推薦する中小企業診断士などが実施する「全ト協標準経営診断システム」による、①「総合的な経営診断(ステップ1)」「費用16万円」と、その結果に基づく診断士による具体的な経営相談・助言を行う、②「経営改

善相談(ステップ2)」「費用5万円」を実施し、その費用の一部を助成するもの。なお、診断・相談費用はいずれも税別。また別途、診断士の交通費が必要。

燃料費対策 特別融資



融資対象

ポスト新長期適合車 自家用燃料供給施設

株式会社(傘下)の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限り、で、商工組合中央金庫またはその代理店との取引資格のある事業者(予定を含む)。

融資対象は、ポスト新長期規制適合車または平成28年排出ガス規制適合車で、27年度燃費基準を達成した車両の導入、および自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金。

融資限度は個別企業・共同体制とも2000万円(都道府県ト協の限度額とは別枠)。

率を適用)。

全ト協が融資を受けた個別企業・共同体に対する利子補給額は、中央近代化基金の推薦融資総額で2000万円を限度とする。

なお、各都道府県ト協

公募期間
6月15日～11月30日
全ト協
中央近代化基金
「補完融資」

全ト協は、第44回(令和2年度)中央近代化基金「補完融資」(公募枠に達し次第、受

の公募を行う。公募期間は6月15日から11月30日まで。

公募推薦総枠は30億円(公募枠に達し次第、受

「平成31・令和元年」 労災発生状況

少なくなった
(以下、増減
は前年比)。
重点業種

厚生労働省はこのほど、平成31・令和元年(31年1月～元年12月)の労働災害発生状況を取りまとめ公表した。それによると、全産業合計の死者数(休業4日以上)は12万5611人で前年比1718人(1.3%)減。死者数は845人で64人(7.0%)少なく、2年連続で過去最

少しているが、依然として最も多く、全体の27.8%を占めている。これに次いで多い「動作の反動・無理な動作」は微増だが、「転倒」「はさまれ・巻き込まれ」はいずれも微減となっている。死亡災害では、「交通事故(道路)」が40人で7人(14.9%)少なく、2年連続で減少しているが、全体の39.6%と約4割を占め、引き続き最も多い。

一方、死者数は47人で16人(25.4%)減少し、過去最少となった。業種別では、道路貨物運送業の死者数は937人で12人(1.3%)少なく、死者数は4人で2人(33.3%)減少している。

2年度「安全施策」 総力挙げ事故防止へ

法令の改正など、踏まえ、事故情報の活用充実や、よ

関東運輸局はこのほど、令和2年度「関東地域事業用自動車安全対策会議」(資料配付・意見照会により実施)を行い、今年度の安全施策を策定した。今年度は管内における事故の傾向や特徴、関係



陸運業 死亡101人と微減 荷役中の事故防止を

死亡者数は101人で1人(1.0%)少なく、大幅な増加となつた29年比では36人(26.3%)減少している。事故の型別にみると、死傷災害では「墜落・転落」が4279人で1311人(3.0%)減

厚労省では、「墜落・転落」など荷役作業中の事故が多いことから、陸運事業者と荷主などに対し、「荷役作業の安全対策ガイドライン」に則した取り組みを徹底するよう求めている。

厚生労働省と中央労働災害防止協会の主催により、令和2年度「全国安全週間」が7月1～7日(準備期間は6月1～30日)実施される。さらなる労働災害の防止に向けて、安全意識の

全国安全週間 7月1～7日 安全活動の徹底を

高揚と安全活動の定着を図ることを目的に行われているもので、今年で93回目。厚労省では高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しており、今年度は「エイジフレンドリー職場へ! みんなで改善 リスクの低減」をスローガンに掲げて実施する。陸上貨物運送事業にお

厚労省

熱中症予防対策を マスク着用時に注意

厚生労働省はこのほど、令和元年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表した。それによると、昨年の熱中症による死傷者(休業4日以上)は829人

(前年比349人減)、死亡者数は25人(同3人減)で、いずれも減少しているが、死傷者数に占める死亡者の割合が高まっている。重篤な労働災害が後を絶たない状況にある。発生時期は、7月および8月の死傷者数が年間の9割弱を占め、集中している。

業種別にみると、運送業の死傷者数は110人(同58人減)で、製造業・建設業に次いで3番目に多く、死者数は2人(同2人減)だった。現在「STOP! 熱

中症クールワークキャンペーン」(9月30日まで)が展開されているが、同省では各事業場で体感する暑さを表すWBGT(暑さ指数)値を測定して作業環境を把握し、体に大きな負担をかけない作業計画・指示を行うよう呼びかけている。

警視庁は新型コロナウイルスの感染防止のため、運転免許更新業務を中止していたが、6月から段階的に更新業務を再開している。ただ混雑が予想されるため、自分の間は有効期間が迫っている人に限定して受付を行っている。なお、手続きが可能な場所・受付日時などの詳細は、警視庁ホームページを参照。

警視庁 運転免許の更新業務 段階的に業務を再開

の有効期間の延長手続きを既に行った人で、

大切なものを大切に運ぶために
万が一の安心補償と安全推進サポートで
トラックの未来を支えます



明日へ!
未来を守る

「運ぶ」を
支える
応援団

Bright future for every child

明日へ!
未来を守る



●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●
関東交通共済協同組合
http://www.kankokyo.or.jp

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-21-20
TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765



特車許可手続きに関しては従来、許可までに長期間かかるなど、その合理化が課題になっていたもので、デジタル化の推進を踏まえ、登録された特車は即時に通行することができる制度を創設することにした。

今回の改正ではまた、新たな交通結節点づくりに向けて、交通混雑の緩和や物流の円滑化のため

日本商工会議所の5月「LOBO（早期景気観測）調査」結果によると、全産業合計の業況DI（景気判断指数）は▲（マイナス）65・8で前月比5・4ポイント低下した。

新型感染症に伴う外出自粛や企業の営業自粛・休業などにより、幅広い業種で売り上げが低迷し、加えて固定費の負担増が資金繰りを急激に悪化させている。特にサービス業の業況DIは過去最悪を記録した。

また、新型感染症による影響の長期化を懸念し、設備投資や採用、新規事業の見直しに踏み切るなどの声も出ており、中小企業の景況感是一段と厳しさを増している。

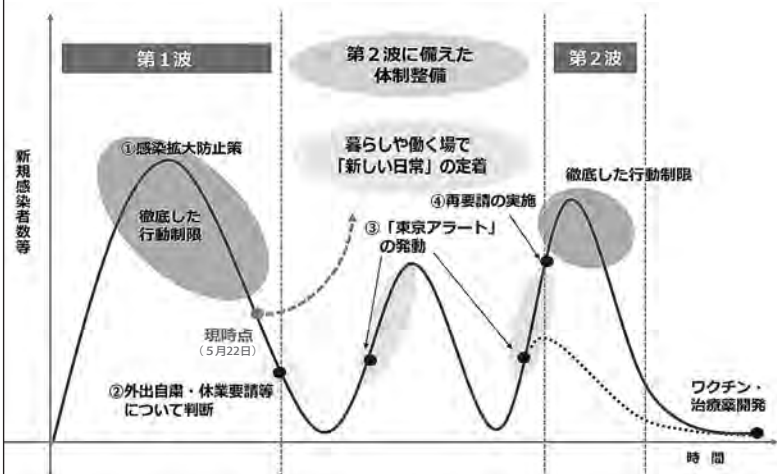
先行き見通しDIは▲69・0で今月比3・2ポイント悪化する見込み。緊急事

の長期化などが懸念されており、先行きに対して厳しい見方が続いている。付帯して行った新型コロナウイルス感染症による経営への影響調査結果によると、既に影響が生じている」との回答割合が65・5％との割合を超えており、「長期化する」と影響が出る懸念がある」と合わせ96・0％に上っている。

事業場で違反率7・3%
だった。

業種別にみると、運輸
交通業では4・62事業場
に対して監督指導を実施
し、その結果、何らかの
労基関係法令違反があつ
たのは3・64事業場で違
反率78・8%。主な違反
事項としては、違法な時
間外労働が2・27事業場
で違反率49・1%と約半
数を占めている。

新型コロナウイルス感染症対策ロードマップ



モニタリングに当たっては、感染(疫学的)状況の指標として新規陽性者数やその接触歴などの不明率、週単位の陽性者増加比の3つのほか、PCR検査の陽性率などを含めた7つの指標を設定。感染状況指標が全て緩和の目安を下回った場合、他の指標も勘案して総合的に判断し、休業要請を段階的に緩和する。休業要請などの緩和は緊急事態宣言の解除以降、3つのステップで段階的に実施し、その後、適切な感染予防策を講じ

リング指標の状況を都民にわかりやすく示すため、レインボーブリッジや都庁舎のライトアップ

道路法など一部改正

新特車制度が創設へ

国土交通省所管の「道路法等の一部を改正する法律案」が5月20日、参議院本会議で可決・成立し、同月27日公布された。

改正法は物流の生産性向上を図るため、特殊車両（車両重量などが一定限度を超える大型車両）

指標が目安を超え「東京アラート」が発動された場合には赤色でライトアップする。

の通行許可手続きの合理化を図る措置などを盛り込んだもので、これにより、新たな特車通行制度が創設される。

新制度は、特車のうち、あらかじめ国交省・国交大臣）による登録を受けた車両が、通行可能な経

国交省

路を国交省に確認して通行する場合、許可を受けることなく通行できるようにするもの。

事業者はまず特車を登録し、その発着地・貨物重量を入力した後、ウェーブ上で通行可能経路を確認して通行する。一方、国交省はETC2・0を通じて、実際に通行した経路などを把握する。

特車許可手続きに関し

め、トラックやバス・タクシーなどの事業者専用の停留施設（特定車両停留施設）を、道路附属物として位置付け、設置できるようにした。

なお、新特車制度に關から施行される。

また特定車両停留施設に關する規定は同じく6か月を超えない範囲内で、それぞれ政令で定める日から施行される。

また特定車両停留施設に關する規定は同じく6か月を超えない範囲内で、それぞれ政令で定める日から施行される。

厚生労働省はこのほど、令和元年11月に行った

**過重労働解消へ
監督結果を公表**

態宣言は解除されたが、企業・消費者のメインド低迷やサプライチェーン・生産活動に対する影響の長期化などが懸念され

事業場で、違反割合（以下、違反率）は75・3%だった。

主な違反事項（是正勧告書を交付）は、違法な時間外労働が3602事業場で違反率40・5%と最も多く、次いで過重労働による健康障害防止措置の未実施が1832事業場で違反率20・6%、賃金不払い残業が654事業場で違反率7・3%

東京都は5月22日、新
型コロナウイルス感染症
を乗り越えるための口

感染指標に応じて 東京アラート発動

ドマップ〜『新しい日常』
が定着した社会の構築に
向けて〜」（別掲・イメー
ジ図）を公表した。

それによると、ロード
マップのポイント①は、①
緊急事態宣言下では、外
出自粛要請などの徹底を
通じて感染を最大限抑え
込む、②適切なモニタリ
ングなどを通じて慎重に
ステップを踏み、都民生

活や経済社会活動との両
立を図る、③状況の変化
を的確に把握し、必要な
場合には「東京アラート」
を発動する、④今後、発
生が予想される「第2波」
に対応するため、万全の
医療・検査体制を整備す
る、⑤ウイルスとの長い
戦いを見据え、暮らしや
働く場での感染拡大を防
止する習慣Ⅱ「新しい日

上上で、全ての施設につ
 いて緩和する。
 一方、1項目以上の感
 染(疫学的)状況の指標
 が緩和の目安を超え、他
 の指標も勘案して警戒す
 べき状況と判断される場
 合、「東京アラート」を発
 動し都民に警戒を呼びか
 ける。さらに、複数の指
 標が再要請の目安を超え
 た場合、審議会に諮った
 上で判断し、休業の再要
 請を行う。
 なお、都は6月2日、
 新規感染者の増加傾向な
 どを踏まえ、感染拡大へ
 の警戒を呼びかける「東
 京アラート」を初めて発
 動した。

東京都 働きやすい職場環境 づくりへ奨励金支給

日にそれぞれを行う。

都内で事業を営んでいる中小企業者などを対象に、雇用環境整備への取り組みに対して奨励金を支給し支援するもの。

対象となる取り組みは4コース（事業）で、各コースや事業を組み合わせることで可能。複数を行うことが可能。複数の取り組みを実施した場合、合計100万円の範囲内で奨励金の支給を受けられる。

対象コース（カッコ内は奨励金額）は次の通り

事の両立制度整備事業（20万円）、②男性の育児参加推進事業（20万円）、③育児中の従業員のための多様な選択肢整備事業（40万円）

▽介護と仕事の両立推進コースⅡ①介護と仕事の両立推進事業（40万円）、②介護離職防止のための制度整備事業（40万円）

▽病氣治療と仕事の両立推進コース（20万円）

▽非正規労働者の処遇改善コース（40万円）

◇ ◇

月～
に
働

運行管理者国家試験対策テキスト
【貨物自動車運送事業編】
過去の問題の解説と
実践模擬問題

「過重労働解消キャンペーン」

令和2年版(7月刊行)

自動車六法

本体価格 **7,000円** (税別)

(株)輸送文研社 <柏林書房>

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

トラック運送業 労働管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和(社会保険労務士)

これまで2回にわたり、新型コロナウイルス感染症による業務量の減少に対応する、「雇用調整助成金」について解説しましたが、その後、「雇用調整助成金」の特例措置がさらに拡大されています。

今回は、その情報とあわせて、今年6月から施行された、いわゆる「パワハラ防止法」について解説します。

1 雇用調整助成金・小学校休業等 対応助成金の特例措置について

「雇用調整助成金」の休業に遡って適用される可能性が高いものと考
えられます。
以下、さらに拡大され、
以下の通りとなっています。

(1) 遡り支給の申請期限
が6月30日から8月31日
までに延長

(2) 支給上限額の引き上
げ

これまで、支給額の上
限が日額8330円とな
っていたため、雇用調
整助成金を利用して会
社の負担額が大きいとい
う問題が生じていた
が、日額上限が1万50
00円に引き上げられ
ることとなり、会社の負担
額が大きく低減するこ
ととなりました。

なお、この引き上げに
ついては、これまでのと
ころ、詳細は発表され
ていませんが、「小学校休
業等対応助成金」の例
からすると、4月1日以

降
1日から施行され、中
小

(3) 支給申請手続きの簡
素化

5月19日以降の申請に
ついて、「計画届」の提出
が不要となりました。

また、従業員規模がお
おむね20人以下の小規模
事業主においては、休業
協定書も不要となり、助
成額の算定も簡略化が図
られるなど、申請手続き
が大幅に簡素化され、従
来に比べてかなり利用し
やすい制度となつてきて
います。対象となる事業
者には、活用を図ってい
ただきたいと思っています。

(3) 職場におけるパワハ
ラの類型
職場におけるパワハラ
の状況は多様ですが、代
表的な言動の類型として
は、次のものがあること
されています。

2. パワハラ防止法について

(1) 法改正の概要

労働政策総合推進法が
(令和4)年3月31日ま
では努力義務、同年4月
1日から義務化されるこ
ととなっています。

また、本法律に基づき、
今年1月15日に「事業主
が職場における優越的な
関係を背景とした言動に
起因する問題に関して雇
用管理上講ずべき措置等
に関する指針」が告示さ
れています。

(2) パワハラの実態等

職場におけるパワハラ
とは、次の3つの要素を
すべて満たすものをいう
こととされています。

① 優越的な関係を背
景とした

② 業務上必要かつ相
当な範囲を超えた言動に
よ

り

③ 就業環境を害する
こと(身体的もしくは精
神的な苦痛を与えるこ
と)

なお、適正な範囲の業
務指示や指導については
パワハラには該当しない
ものとされています。

また、事業主は、自ら
もパワハラ問題に対する
関心と理解を深め、労働
者に対する言動に必要な
注意を払うように努めな
ければならないこととさ
れています。

(5) 事業主が雇用管理上
講ずべき措置の内容

事業主は、当該事業主
が雇用する労働者、また
は当該事業主が行う職場
におけるパワハラを防止
するため、雇用管理上、
次の措置などを講じなけ
ればならないものとさ
れています。

① 身体的な攻撃(暴行・
脅迫)

② 精神的な攻撃(脅迫・
名譽棄損・侮辱・ひどい
暴言)

③ 人間関係からの切
り離し(隔離・仲間外し・
無視)

④ 過大な要求(業務上
明らかに不要なことや遂
行不可能なことの強制・
仕事の妨害)

⑤ 過小な要求(業務上
の合理性なく能力や経験
とかけ離れた程度の低い
仕事を命じること、仕事
を与えないこと)

⑥ 個の侵害(私的なこ
とに過度に立ち入ること
)

職場におけるパワハラ
が今や、労働管理上、大
きな問題となつていま
す。職場環境改善の重要
課題として、パワハラ
のない職場づくりに取り組
んでいただきたいと思います。

(4) 事業主の責務

事業主は、職場におけ
るパワハラを行ってほ
しくないこと、その他、職
場におけるパワハラに起

因する問題に対して雇用
する労働者の関心と理解
を深めるとともに、当該
労働者が他の労働者に対
する言動に必要な注意を
払うよう、研修の実施そ
の他の必要な配慮をする
ほか、国の講ずる広報活
動、啓発活動その他の措
置に協力するように努め
なければならぬものと
されています。

また、事業主は、自ら
もパワハラ問題に対する
関心と理解を深め、労働
者に対する言動に必要な
注意を払うように努めな
ければならないこととさ
れています。

また、事業主は、自ら
もパワハラ問題に対する
関心と理解を深め、労働
者に対する言動に必要な
注意を払うように努めな
ければならないこととさ
れています。

また、事業主は、自ら
もパワハラ問題に対する
関心と理解を深め、労働
者に対する言動に必要な
注意を払うように努めな
ければならないこととさ
れています。

また、事業主は、自ら
もパワハラ問題に対する
関心と理解を深め、労働
者に対する言動に必要な
注意を払うように努めな
ければならないこととさ
れています。

また、事業主は、自ら
もパワハラ問題に対する
関心と理解を深め、労働
者に対する言動に必要な
注意を払うように努めな
ければならないこととさ
れています。

また、事業主は、自ら
もパワハラ問題に対する
関心と理解を深め、労働
者に対する言動に必要な
注意を払うように努めな
ければならないこととさ
れています。

ポケット



まちかど写真家 筑峯 総太

帝国陸軍の遺構群

埼京線の十条駅に降り立つた。古いレール柱で支えられたホーム上屋、上下線にかか
る跨線橋も昭和の懐かしい雰
囲気を醸し出している。

た。



その後は軍事施設が
集まる「東京第二陸軍
造兵廠板橋製造所」
だった。1876(明
治9)年、板橋火薬製
造所として設立され、
官営工場としては日
本最古のもの。今な
お、その遺構が多く点
在する。

た。

一方、右手に位置する「十
条銀座商店街」は、戸越、砂町
と並ぶ三大銀座。1930(昭
和5)年に銀座一丁目会、銀
座会、昭和会の3つの商店会
が一つとなり、1938(昭
和13)年に組合が設立され

は、生活に事欠かない新旧の
商店が所狭しと融合してい
る。新型コロナウイルスの影響で、お
客は減少しているというも
の、活気があった。

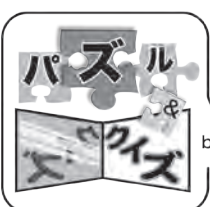
板橋区方面へ足を延ばす
と、閑静な住宅街に加え、新
たな大規模マンションの進出
が目覚ましい。東京家政大学
をはじめ、学校が集まるキャ
ンパスティーでもある。

戦後、周辺は旧理化学研究
所板橋分所が置かれ、ノーベ
ル賞受賞者が研究室を構えた
地でもある。わが国の物理学
の研究拠点の一つとして、足
跡を再認識するスポットだ。

石神井川沿いに出ると、風
景は一変する。一帯はその昔、
加賀藩前田家の下屋敷跡で、

景は再認識するスポットだ。

数楽パズル



by 草野 公平

タテ9列、ヨコ9列のどの列にも、1~9の数字
がひとつずつ入ります。同時に太い線で囲まれ
た9マスの、どのブロックにも、1~9の数字が
ひとつずつ入ります。
最後に問1のAと問2のBをプラスしてくださ
い。その数字が答えです。

		6	7		2	4	3	
8	7							
	2	3						1
2	6		5					
	5	8						
9				1	7			6
			4		6			
1		5	3					8
					8	3	7	

問1

	3	8					9	
	4						7	
1				9				8
4			1	8	9			
		5	4		7	2		
		9	5		3	7		
7		4				3		6
	8		6		2		1	
			3	5	4			

問2

解答 A+B=

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆ インターネットでの応募も可能です。
<https://www.totokyo.or.jp/>
☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報へ」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

宛先

〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
(一社)東京都トラック協会
総務部広報G「トラック時報」係

締め切り

6月末日(正解は7月10日号に掲載)

★5月15日号「クロスワードパズル」の正解は「ワカバノキセツ」でした。

目次

新型コロナ
禍はまだま
だ続いている。
密閉・密集・
密接の「3密」
を避けること、マスク
は必ず着用すること、
こまめに手洗い・消毒
をすることなどは、5
月25日に「緊急事態宣
言」が解除され、外出
や休業要請などが緩和
された以降も、絶対
条件として継続する必
要がある◆安倍総理は
5月25日の記者会見で
「ウイルスとの戦いは
長い道のりになる」と
語った。国中が苦しい
経験を続けていかねば
ならない時期だろう。
戦後、国を挙げて「非
常事態」の認識を共有
したのは初めてだし、
少なくとも戦後生ま
れにとつては、大きな
ショックを味わったこ
とになる◆戦前生まれ
にとつて、戦時空襲の
恐ろしさは忘れられな
いだろう。そして、戦
後混乱期の物資不足、
特にトラック運送事業
者にとつて、トラック
や燃料不足の悩みは計
り知れないものがあつ
た、と聞く◆こうした
過去の苦しさを再現す
るといつてもおかしく
ない状況が、まさに今
日の姿といえそうだ。
これからの感染状況が
どうなるかは予測し難
いところだが、それ
も負けないのが「日本
なのだ」といえば、自己
満足になるだろうか。